

## 小矢部ブランド認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域産業の振興及び情報発信による小矢部市の知名度の向上を図るため、小矢部市の資源を生かした市産品のうち特に優れたものを小矢部ブランドとして認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市産品 小矢部市内で生産又は製造されたものをいう。

(2) 認定品 認定の申請があったもののうち、認定基準に適合するものとして市長が認定したものをいう。

(3) 認定事業者 小矢部ブランドの認定を受けた者をいう。

### (認定基準)

第3条 市長は、小矢部ブランドの認定基準を別に定め、公表しなければならない。

2 認定基準を変更しようとするときは、小矢部ブランド認定委員会（小矢部ブランド認定委員会設置要綱（平成21年小矢部市告示第68号）第1条に規定する委員会をいう。以下「認定委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

### (認定の申請をすることができる者)

第4条 小矢部ブランドの認定の申請をすることができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有するものであって、市産品を生産又は製造するものとする。ただし、市産品のうち農林水産物の認定の申請をすることができる者は、農業、林業又は漁業を営む者で組織される法人又は団体とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市産品のうち知的財産権の取得により保護を受けている農林水産品を生産する個人又は法人は、前項の申請をすることができる。

### (認定の申請)

第5条 市長は、毎年度期間を定めて小矢部ブランドの認定の申請を受け付けるものとする。

2 小矢部ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部ブランド認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の概要が分かる書類で次のアからウまでに掲げる申請者の区分に応じ当該アからウまでに定めるもの

ア 法人 定款及び当該法人の登記事項証明書

イ 法人以外の団体 規約その他これに類する書類及び代表者の住民票

ウ 個人 申請者の住民票

(2) 認定を受けようとする市産品の概要が分かる書類

- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（認定の審査）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、認定委員会の審査に付すものとする。

- 2 申請者は、円滑な認定の審査に協力しなければならない。  
（審査結果の決定）

第7条 市長は、認定委員会の審査の結果、認定基準に適合すると認められたときは、当該市産品及びその生産又は製造を行う者を小矢部ブランドとして認定し、認定事業者に対して小矢部ブランド認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、認定委員会の審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対してその理由を付して通知するものとする。

（認定の有効期間及び認定の更新）

第8条 小矢部ブランドの認定の有効期間は、認定のあった日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 認定事業者は、前項の認定の有効期間が満了となる場合において、引き続き認定を希望する場合は、有効期間の満了の日の60日前までに申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 3 市長は、前項の承認をした場合は、認定事業者に対して認定書を交付するものとする。

（認定内容の変更）

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに小矢部ブランド認定申請事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の生産又は製造を廃止し、又は中止したとき。
- (4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（事業実績報告書）

第10条 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取組実績その他市長が定める事項について、小矢部ブランド事業実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) 第9条に規定する届出又は前条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。

(5) 認定品の生産又は製造を廃止し、又は1年以上中止したとき。

(6) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

(認定の表示)

第12条 認定事業者は、認定品及び認定品の包装、容器等に当該市産品が小矢部ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

2 認定の表示に関しては別に定める。

(認定事業者の責務)

第13条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、小矢部市に対するイメージの向上につなげるよう努めること。

(2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な品質管理及び流通体制の整備に努めること。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。この場合において、認定事業者は、当該問題の内容について、小矢部ブランド事故等発生報告書(様式第6号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。